**５　復職審査**

(1)　休職中の教職員に係る復職支援プログラム

ア　復職支援プログラムの申請

(ｱ)　必要書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | チェック |
| ① | 復職支援プログラム実施申出書（同意書）〔人様式33－１〕 |  |
| ② | 主治医の診断書（原本及び写）〔人様式34〕 |  |
| ③ | 復職支援プログラム実施計画書〔人様式35－１〕 |  |

(ｲ)　留意事項

ａ　実施開始２週間程度前までに、上記の書類等を提出する。（復職予定日の３～５か 月前まで）

　　　　ｂ　①は、本人自筆で記入する。

　　　　ｃ　③は、校長が申出者及び主治医と十分調整の上、プログラムの日程及び内容を検討し作成する。

　　　　ｄ　詳細は「休職中の教職員に係る復職支援プログラム実施要綱及びその運用について（平成23.3.24　22教健第945号改正）」を参照のこと。

　　　　ｅ　プログラムの終盤には１日の勤務時間が７時間45分となるようにする。

(ｳ)　提出部数・経路は

　 市町教育委員会へ３部　**→**　尾張教育事務所へ２部　**→**　県教育委員会へ１部

　 　　　　（正１部・副２部） 　 　（正１部・副１部） 　　 （正１部）

イ　復職支援プログラムの延長

(ｱ)　必要書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | チェック |
| ① | 復職支援プログラム実施（延長）申出書〔人様式33－２〕 |  |
| ② | 復職支援プログラム実施（延長）計画書〔人様式35－２〕 |  |
| ③ | 主治医の診断書（原本及び写）〔人様式34〕 |  |
| ④ | 復職支援プログラム中間報告書〔人様式37－２〕 |  |

(ｲ)　留意事項

ａ　プログラムの終了予定日の２週間程度前までに、上記の書類等を提出する。

ｂ　①は、本人自筆で記入する。

ｃ　③は、症状に大きな変化がない場合は不要。

ｄ　④は、並行して復職審査を提出する場合に必要。

ｅ　詳細は「休職中の教職員に係る復職支援プログラム実施要綱及びその運用につい　　　　　ては平成23．3．24　22教健第945号改正」を参照のこと。

(ｳ)　提出部数・経路は、(1)の(ｳ)に同じ。

ウ　復職支援プログラムの中止

(ｱ)　必要書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | チェック |
| ① | 復職支援プログラム中止申出書〔人様式36〕 |  |
| ② | 復職支援プログラム実施計画書の写 |  |
| ③ | 実施記録 |  |

(ｲ)　提出部数・経路は、(1)の(ｳ)に同じ。

エ　復職支援プログラムの終了

(ｱ)　必要書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | チェック |
| ① | 復職支援プログラム終了報告書〔人様式37－１〕 |  |
| ② | 復職支援プログラム実施計画書の写 |  |
| ③ | 実施記録 |  |

(ｲ)　留意事項

ａ　復職支援プログラム終了後、すみやかに提出する。

ｂ　①の主治医の意見については、所属で主治医からの聞き取りを行い、記入する。

（別紙も可)

(ｳ)　提出部数・経路は、(1)の(ｳ)に同じ。

(2)　復職審査

ア　必要書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | チェック |
| ① | 校長・市町教育委員会教育長の休職審査願〔人様式例38〕 |  |
| ② | 本人の審査願〔人様式27－１〕 |  |
| ③ | 状況報告書〔人様式28〕 |  |
| ④ | 校長の意見書（具体的な観察事項を含む）〔人様式例40〕 |  |
| ⑤ | 市町教育委員会の意見書〔人様式例41〕 |  |
| ⑥ | 主治医の診断書（原本及び写）  （精神性疾患以外〔人様式 31－１〕精神性疾患〔人様式 31－２〕） |  |
| ⑦ | その他参考となる資料（勤務整理簿の写等） |  |

イ　留意事項

(ｱ)　復職予定日の２か月前までに、上記の書類等を提出する。

(ｲ)　精神性疾患の復職審査は、特に長期間を要するので留意する。

(ｳ)　②は、本人自筆で記入する。

(ｴ)　④には、復職支援プログラムの状況や復職後の勤務の軽減措置等を記入する。主治医と復職の意見が違ってもよい。

(ｵ)　実施期間を延長した場合等により、復職審査申請時にプログラムが終了していない場合には、復職審査の申請と同時に、実施記録を添えて、復職支援プログラム中間報告を報告する。

ウ　提出部数・経路は、(1)の(ｳ)に同じ。

**６　復職内申**

(1)　結核休職及び結核以外の病気休職の場合（地公法第28条第２項第１号）

ア　必要書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 提出部数 | チェック |
| ① | 内申書〔人様式49〕 | １ |  |
| ② | 事後措置指示書の写（原本証明必要） | １ |  |
| ③ | 復職願 | １ |  |
| ④ | Ｂ１を指示された場合は後保護計画 | １ |  |

イ　留意事項

(ｱ)　休職者の復職は、県教育委員会の決定した事後措置によらなければならない。復職審査の結果、事後措置Ａ１以外の指示があった場合、上記の書類を40日前までに尾張教育事務所へ提出する。

(ｲ)　結核以外の病気休職の場合は、①、②のほかに復職願〔人様式例50〕を提出する。

(ｳ)　切迫流産の場合においても、復職内申は必要である。ただし、休職中に出産した場合は、医師の分娩（出産）証明を提出する。

(ｴ)　必要に応じて、後保護計画を提出する。

(2)　刑事事件に関し、起訴された場合（地公法第28条第２項第２号）

ア　必要書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 提出部数 | チェック |
| ① | 内申書〔人様式49〕 | １ |  |
| ② | 休職事由消滅を証するに足る書類 | １ |  |